

政令第三百二十五号

市町村の合併の特例に関する法律施行令等の一部を改正する政令

内閣は、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第十九条及び旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）附則第二条第二項の規定によりなお効力を有するものとされる同法第十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

第一条 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十八条に次の一号を加える。

三 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）（旧市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

第二条 市町村の合併の特例に関する法律施行令附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧市町村の合併の特例に関する法律施行令（昭和四十年政令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条に次の一号を加える。

三 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

合併市町村が東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に基づく補助を受けるに当たり、市町村合併が不利益とならないよう、同法を災害復旧事業費の国庫負担等の特例の対象とする必要があるからである。